

議案第二十七号

特別区道の路線の認定及び変更について

右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

特別区道の路線の認定及び変更について

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第二項及び第十条第三項の規定に基づき、左記のとおり

特別区道の路線を認定し、及び変更します。

記

一 認定する路線

路線名	起 点	終 点	備 考
特別区道中日 第三三七号線	東京都中央区日本橋室町一丁目四番先	東京都中央区日本橋室町一丁目三番先	別図面のとおり

二 変更する路線

(一) 変更前の路線

(二)
変更後の路線

路線名	起 点	終 点	備 考
特別区道中日 第一四五号線	東京都中央区日本橋室町一丁目四番先	東京都中央区日本橋本町一丁目三番先	延長 二九五・四七メートル 別図面のとおり

路線名	起 点	終 点	備 考
特別区道中日 第一四五号線	東京都中央区日本橋室町一丁目十二番先	東京都中央区日本橋本町一丁目三番先	延長 一四〇・二七メートル 別図面のとおり

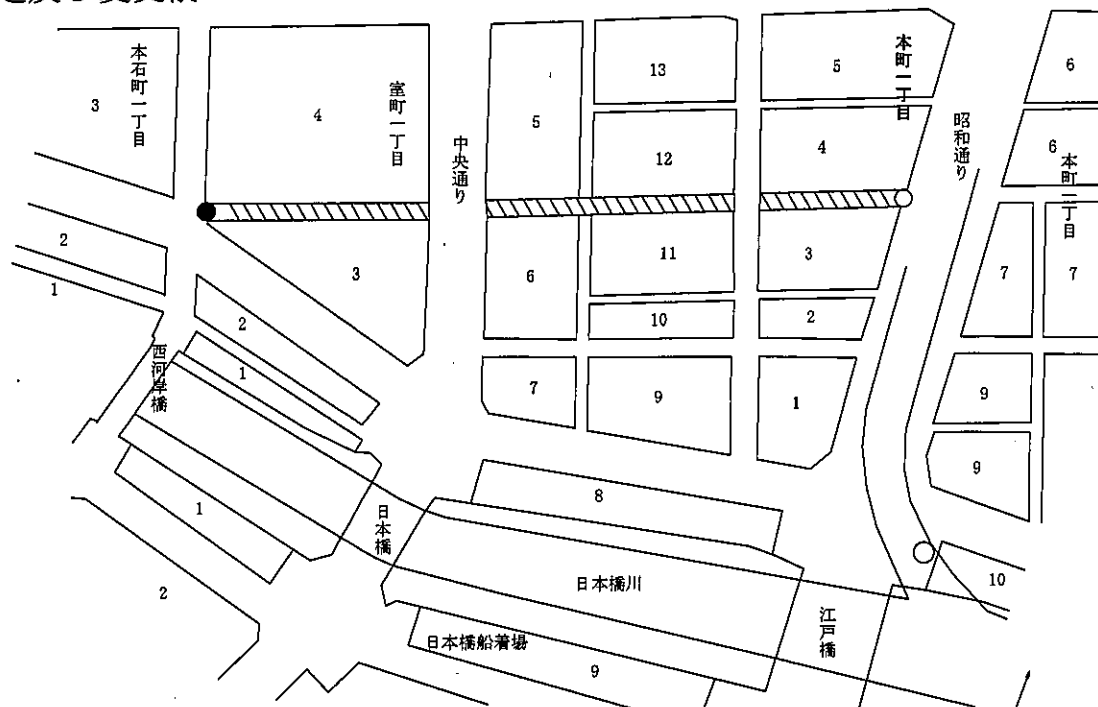
(説 明)

日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業に伴い、特別区道の路線を認定し、及び変更する必要があるため、道路法第八条第二項及び第十条第三項の規定に基づき、この案を提出します。

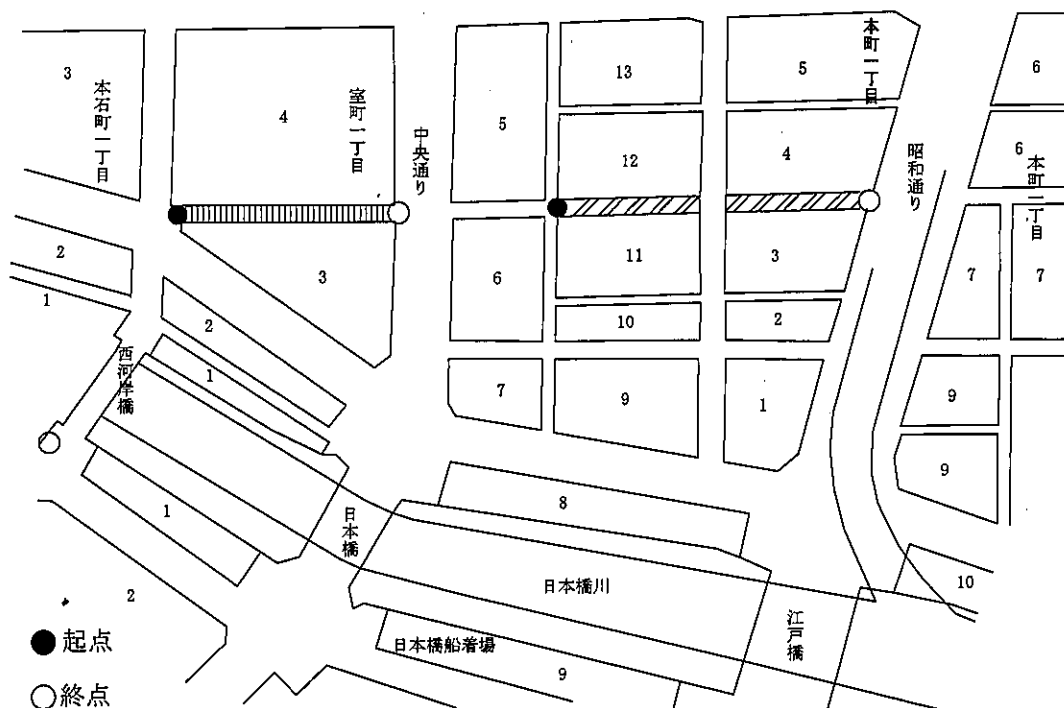
別図面

特別区道の路線の認定及び変更

認定及び変更前



認定及び変更後



特別区道中日第337号線の認定後（幅員8.00m）



特別区道中日第145号線の変更前（幅員8.00m 延長295.47m）



特別区道中日第145号線の変更後（幅員8.00m 延長140.27m）